

# 津和野町 AI オンデマンド交通導入に向けたモビリティ組織組成事業支援業務 仕様書

## 1 業務名

津和野町 AI オンデマンド交通導入に向けたモビリティ組織組成事業支援業務

## 2 業務の目的

津和野町では、人口減少及び高齢化の進行に伴い、既存の町営バスの維持が課題となっている一方、高齢者の通院や部活動の地域移行等に伴う新たな移動需要への対応が求められている。

このような状況を踏まえ、本業務は、令和9年度に予定する AI オンデマンド交通の実証運行に向けて、地域公共交通の現状分析、AI オンデマンド交通の導入可能性検討、実証運行計画の策定及び分野横断型の推進組織の構築支援を実施するものである。

また、医療、福祉、教育等の関連分野との連携を図りながら、持続可能な地域公共交通ネットワークへの再編及び地域交通の利便性向上を目指すとともに、将来的な AI オンデマンド交通の円滑な導入及び運営に資する体制整備を行うことを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月12日まで

## 4 業務対象区域

島根県鹿足郡津和野町全域

## 5 業務内容

### (1) 計画・準備

受注者は、本業務の目的及び内容を十分に理解したうえで、業務実施計画書を作成し、業務工程、実施体制及び関係機関との協議方法等を整理するものとする。

### (2) 町営バスの利用実態の把握

受注者は、町営バス利用者の利用実態を把握するため、必要な調査を実施するものとする。調査にあたっては、現地調査、関係者ヒアリング等を実施し、高齢者の通院需要や部活動地域移行に伴う移動ニーズ等についても整理するものとする。

### (3) 町営バスの利用状況の整理・分析

受注者は、収集した調査結果を基に、町営バスの利用状況について整理及び分析を行うものとする。分析にあたっては、利用者属性、利用時間帯、路線別利用状況、交通空白地域、

幹線交通との接続性等を整理するとともに、GIS等を活用した可視化及び地域公共交通の課題抽出を行うものとする。

#### (4) 町営バスの運行体制に関する整理

受注者は、現行の町営バス運行体制について、運行管理体制、委託運行状況、財政負担、運転手確保状況等を整理するとともに、AI オンデマンド交通導入後に必要となる体制との比較検討を行うものとする。

#### (5) AI オンデマンド交通の導入可能性・運行形態の検討

受注者は、津和野町に適したAI オンデマンド交通の導入可能性及び運行形態について検討を行うものとする。検討にあたっては、運行エリア、予約方法、運行時間帯、車両規模、乗降拠点等について整理するとともに、医療及び教育分野との連携を踏まえた複数の運行シナリオを比較検証し、最適な運行形態を提案するものとする。

#### (6) デマンド交通の導入により期待される効果の検討

受注者は、AI オンデマンド交通導入による効果について整理及び検討を行うものとする。検討にあたっては、利用者利便性向上、交通空白地域の解消、待ち時間短縮、財政負担軽減、公共交通ネットワーク再編等の観点から分析を行うものとする。

#### (7) AI オンデマンド交通の運用内容、運行・運営体制検討

受注者は、AI オンデマンド交通導入後を見据え、運用内容及び運行・運営体制について検討を行うものとする。検討にあたっては、予約受付、運行管理、データ管理、利用者支援等を含めた体制を整理するとともに、庁内関係課、教育委員会、医療機関、交通事業者等との役割分担及び連携体制についても整理するものとする。

#### (8) 運行計画の実現に資するAI オンデマンドシステム要件の検討

受注者は、実現を目指す運行計画に対応可能なAI オンデマンドシステムの要件整理を行うものとする。要件整理にあたっては、配車機能、予約機能、GIS連携、利用実績データ管理機能等を整理するとともに、国が定める標準仕様及び地域公共交通関連データ仕様との整合についても検討するものとする。

#### (9) 実証運行計画の立案

受注者は、令和9年度に予定するAI オンデマンド交通実証運行に向けた計画を立案するものとする。計画には、実施目的、対象エリア、運行方式、実施体制、効果検証方法、スケジュール及び財源計画等を整理するとともに、地域公共交通会議等における協議及び合意形成に必要な資料作成支援を行うものとする。

#### (10) 研修会企画・運営

受注者は、AI オンデマンド交通推進チーム（仮称）の人材育成及び知識向上を目的として、先進事例、運行シミュレーション、データ分析等をテーマとした研修会を企画及び運営するものとする。

#### (11) 報告書作成

受注者は、本業務の実施内容及び成果を取りまとめた報告書を作成するものとする。

#### (12) 打合せ協議

受注者は、業務着手時、中間時及び成果品納入時を基本として、必要に応じて打合せ協議を実施するものとする。

### 6 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) AI オンデマンド交通実証運行計画書 2部
- (3) 各種調査・分析データ 一式
- (4) 打合せ記録簿 一式
- (5) 電子成果品 一式

なお、電子成果品については、PDF形式により提出するものとする。

### 7 成果品の帰属

- (1) 本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、本町に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。

なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

- (2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

### 8 秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても同様とする。

### 9 その他

- (1) 本業務は「令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「モビリティ人材・組織育成タイプ」を活用した業務であるため、当該補助事業の趣旨を理解した上で、要領、規程等に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、誠意をもって業務を遂行すること。